



令和6年6月28日（金） 第10210号

■ 目 次

	ページ
告 示	
○指定納付受託者の指定（デジタルトランスフォーメーション課）	2
○公印の改刻（総務事務管理課）	2
○特定計量器の定期検査の実施（産業政策課）	2
○道路の区域変更（道路管理課）	3
○車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示の一部改正（同）	4
公 告	
○土地改良区役員の就退任の届出（農村整備課）	4
○同	5
選挙管理委員会告示	
○政治団体の名称等	5
○政治団体の異動事項	6
○政治団体の解散届出	7
○選挙権を有する者の総数の50分の1の数等	7
○公職選挙法執行規程の一部を改正する告示	9
○公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示	9
公安委員会規則	
○群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（交通規制課）	11
落 札	
○落札者等の決定（危機管理課）	11
正 誤	
○令和3年4月27日群馬県告示第161号（道路管理課）	12
○令和3年4月27日群馬県告示第162号（同）	12

■ 告 示

◎群馬県告示第171号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2の3第1項の規定により、次の者を同項に規定する指定納付受託者に指定した。

令和6年6月28日

群馬県知事 山 本 一 太

指定納付受託者の所在地及び名称	指定した日	歳入の種類
東京都品川区上大崎三丁目1番1号 株式会社トラストバンク	令和6年6月13日	ぐんま電子申請受付システムにおける 手数料等

◎群馬県告示第172号

公印を次のとおり改刻し、改刻前の公印は、令和6年6月30日限り廃止する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山 本 一 太

1 改刻する公印

(1) 名称及び印影 群馬県知事印（表彰状等縦書き文書用）



(2) 使用開始年月日 令和6年7月1日

2 改刻の理由 一部破損のため

◎群馬県告示第173号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山 本 一 太

1 定期検査を行う区域 桐生市及びみどり市

2 定期検査の対象となる特定計量器 非自動はかり（計量法施行令（平成5年政令第329号）第5条第1号又

は第2号に掲げるものを除く。)、分銅及びおもり

3 日時及び場所

実施期日	実施時間	実施場所
令和6年8月29日	午前10時～午前12時	みどり市商工会 東支所
令和6年8月30日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	笠懸町商工会館
令和6年9月3日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	みどり市厚生会館
令和6年9月5日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市黒保根支所
令和6年9月9日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市東公民館
令和6年9月10日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市相生公民館
令和6年9月11日	午前10時～午前11時30分	桐生市梅田公民館
令和6年9月11日	午後1時～午後3時30分	桐生市境野公民館
令和6年9月12日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市広沢公民館
令和6年9月13日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市新里商工会館
令和6年9月18日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市西公民館
令和6年9月19日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市北公民館
令和6年9月24日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市南公民館
令和6年9月25日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市シルバー人材センター
令和6年9月26日	午前10時～午前12時 午後1時～午後3時	桐生市シルバー人材センター

なお、計量法第21条第3項に規定する者その他表に定める実施期日に受検できなかった者の特定計量器の定期検査は、別に指定する期日及び場所で行う。

4 検査を行う指定定期検査機関の名称 一般社団法人群馬県計量協会

◎群馬県告示第174号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、その関係図面は、告示の日から1月間、群馬県県土整備部道路管理課及び群馬県沼田土木事務所において一般の縦覧に供する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

道路の種類	路線名	区 間	変更の前後別	敷地の幅員 メートル	延 長 メートル
一般国道	291号	利根郡みなかみ町湯原字若栗938番の6地先から同郡同町同字下川原839番の3地先まで	前	9.9～13.5 4.0～5.8	110.3 112.0
			後	9.9～13.5	110.3

◎群馬県告示第175号

車両制限令第3条第1項第3号の規定による指定の告示（平成18年群馬県告示第245号）の一部を次のように改正し、令和6年7月1日から施行する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

1の表県道前橋赤城線の項の次に次のように加える。

県道佐野行田線	館林市緑町二丁目20番の6地先から同市足次町1046番の1地先まで
---------	-----------------------------------

1の表県道前橋長瀬線の項に次のように加える。

高崎市綿貫町字原北1693番の2地先から同市同町字千葉西652番の5地先まで
--

1の表県道綿貫倉賀野停車場線の項に次のように加える。

高崎市綿貫町字千葉西865番の6地先から同市倉賀野町字乙福島2645番の1地先まで

■ 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理 事 監 事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡崎用水	理 事	再 任	唐澤康一	吾妻郡東吾妻町大字岡崎14番地1
	同	同	飯塚順一	同 同 同 78番地3

同	同	小淵唯志	同	同	同	1160番地
同	同	高橋一美	同	同	同	1403番地
同	同	谷弘次	同	同	同	1581番地
同	同	山口正美	同	同	同	1838番地
同	同	角田勝祐紀	同	同	同	1955番地3
同	同	飯塚嘉平治	同	同	同	1966番地
同	新任	荒井高志	同	同	同	821番地
同	同	茂木一弘	同	同	同	826番地
同	同	角田幸男	同	同	同	1316番地2
同	同	橋爪政幸	同	同	同	1787番地
同	退任	今井丈夫	同	同	同	778番地
同	同	角田正	同	同	同	906番地
同	同	羽鳥博	同	同	同	1359番地7
同	同	谷寛	同	同	同	1515番地
監事	再任	唐沢研一	同	同	同	35番地1
同	同	山口正	同	同	同	1843番地2
同	新任	角田輝明	同	同	同	1446番地1
同	退任	橋爪美智男	同	同	同	651番地8

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により次のとおり土地改良区役員の就任及び退任の届出があったので、同条第18項の規定により公告する。

令和6年6月28日

群馬県知事 山本 一 太

土地改良区名	理事 監事 の 別	区 分	役 員 氏 名	住 所
岡崎用水	理 事	新 任	石田年孝	吾妻郡東吾妻町大字岡崎1477番地
	同	退 任	高橋一美	同 同 同 1403番地

■ 選挙管理委員会告示

◎群馬県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により届出のあった政治団体の名称等は、次

のとおりである。

令和6年6月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

国会議員関係政治団体以外の政治団体

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地
	届出年月日		
萩原一章後援会	萩原一章	萩原公子	甘楽郡甘楽町白倉2237-1
	令和6年5月13日		
前橋政策研究会	登丸保	登丸保	前橋市茂木町1247-3
	令和6年5月24日		

◎群馬県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第7条第1項の規定により届出のあった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和6年6月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

1 政党の支部

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日
参政党群馬県支部連合会	主たる事務所の所在地	高崎市西横手町497-3	高崎市宮沢町1856-1	令和6年5月7日
	代表者の氏名	熊井戸園子	新倉哲郎	令和6年5月7日
自由民主党群馬県栄養士連盟支部	会計責任者の氏名	齋藤智哉	佐久靖枝	令和6年5月25日
自由民主党群馬県自動車整備支部	会計責任者の氏名	山鹿光男	池田伸也	令和5年6月16日
自由民主党群馬県支部連合会	会計責任者の氏名	井田泉	狩野浩志	令和6年5月17日
日本共産党前橋地区委員会	代表者の氏名	店橋世津子	白鳥淳一	令和6年5月20日
立憲民主党群馬県第3区総支部	会計責任者の氏名	塩井早苗	木村和子	令和5年10月12日

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	異動事項	新	旧	異動年月日

小川あきら後援会	代表者の氏名	中山嘉康	角田義一	令和6年 2月24日
	会計責任者の氏名	羽鳥泰子	中山嘉康	令和6年 2月24日
群馬県介護福祉施設の会	会計責任者の氏名	穂積茂	村上忠明	令和6年 5月24日
群馬県測量設計業政治連盟	代表者の氏名	田村義一	嶋田大和	令和6年 5月21日
酒井宏明後援会	代表者の氏名	白鳥淳一	松浦信夫	令和6年 5月1日
	会計責任者の氏名	白鳥淳一	松浦信夫	令和6年 5月1日

◎群馬県選挙管理委員会告示第35号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により解散の届出のあった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和6年6月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

政治団体の名称	代表者の氏名	解散年月日
前橋政策研究会	登丸保	令和6年5月24日

◎群馬県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項、第75条第1項、第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項の規定による群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数、3分の1の数及び80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数は、それぞれ次のとおりである。

令和6年6月28日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

- 群馬県における選挙権を有する者の総数の50分の1の数 31,783
- 群馬県における選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 298,641
- 群馬県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の3分の1の数

選挙区名	3分の1の数

北群馬郡	10,105
甘楽郡	5,980
吾妻郡	14,548
利根郡	8,854
佐波郡	9,916
邑楽郡	26,559
前橋市	91,788
高崎市	102,550
桐生市	29,687
伊勢崎市	55,839
太田市	58,777
沼田市	12,683
館林市	20,403
渋川市	20,997
藤岡市・多野郡	18,571
富岡市	12,984
安中市	15,772
みどり市	13,700

◎群馬県選挙管理委員会告示第三十七号
公職選挙法執行規程の一部を改正する告示を次のように定める。
令和六年六月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

公職選挙法執行規程の一部を改正する告示
公職選挙法執行規程(昭和三十八年群馬県選挙管理委員会告示第六号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二第二項中「左側上段の区画から上、下の順に」を削る。
第十六条中「立候補届出順位」を「立候補届出時の届出受理番号」に改める。
第十八条を次のように改める。

(ポスターの撤去)

第十八条 市町村委員会は、令第九十二条第一項第二号イ(同条第十一項において準用する場合を含む。)に掲げる場合の通知があつたときは、当該通知に係る候補者の掲示するポスターを直ちに撤去するものとする。

2 市町村委員会は、令第九十二条第一項第二号ロ(同条第十一項において読み替えて準用する場合を含む。)(同号ハ(同条第十一項において準用する場合を含む。))又は同号ホ(同条第十一項において準用する場合を含む。))に掲げる場合の通知があつたときは、当該通知に係る候補者に、その掲示するポスターを撤去させるものとする。

3 市町村委員会は、第十六条又は法第四百四十四条の二第五項(同条第十項において準用する場合を含む。)(の規定に違反して掲示したポスターがあると認めるときは、当該掲示に係る候補者にその旨を通知し、これを撤去させるものとする。)

4 市町村委員会は、候補者が前二項の規定による撤去に応じないときは、当該候補者の掲示するポスターを直ちに撤去するものとする。

附則

この告示は、公布の日から施行する。

◎群馬県選挙管理委員会告示第三十八号

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年六月二十八日

群馬県選挙管理委員会委員長 片野清明

公職選挙法事務取扱規則の一部を改正する告示

公職選挙法事務取扱規則(平成十二年群馬県選挙管理委員会告示第二十二号)の一部を次のように改正する。

第二十二号様式その一中

「公職選挙法第120条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 任期満了年月日 年 月 日
2 定数 何人
3 付記
(1) 選挙執行予定日 年 月 日
(2) 議員定数変更予定の有無

を
「下記のとおり任期が満了しますので、公職選挙法第120条第1項の規定により届け出ます。

1 任期満了年月日 年 月 日
2 付記
(1) 選挙執行希望日 年 月 日
(2) 選挙すべき議員の数(議員定数変更予定がある場合はその旨を、公職選挙法第110条第4項又は同法第113条第3項による再選挙又は補欠選挙がある場合にはその旨を付記すること。)

を
「改め、区長は次のとおり

3 退職(失職)事由 (詳細に記入のこと。)

4 選挙執行予定期日

5 選挙期日告示予定日

6 その他の参考事項

を

「3 退職(失職)事由 (詳細に記入のこと。)

付記
選挙執行希望日 年 月 日

注 公職選挙法第110条第4項又は同法第113条第3項による再選挙又は補欠選挙がある場合にはその旨を付記すること。
「改め、区長は次のとおり

議員定数	欠員数	退職(失職死亡)者		選挙執行予定		備考
		氏名	氏名	選挙期日	告示期日	
		氏名	氏名			

■ 公安委員会規則

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年6月28日

群馬県公安委員会委員長 五十嵐 清 隆

群馬県公安委員会規則第8号

群馬県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

群馬県道路交通法施行細則（昭和54年群馬県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3主要地方道前橋赤城線の項の次に次のように加える。

主要地方道佐野 行田線	群馬県館林市緑町二丁目20番6号から群馬県館林市足次町1046番地の1まで
----------------	---------------------------------------

別表第3主要地方道前橋長瀨線の項中「群馬県藤岡市上栗須1232番地1から群馬県藤岡市上大塚316番地1まで」を「群馬県藤岡市上栗須1232番地1から群馬県藤岡市上大塚316番地1まで
群馬県高崎市綿貫町字原北1693番地2から群馬県高崎市綿貫町字千葉西652番地5まで」に改め、同表県道綿貫倉賀野停車場線の項中「群馬県高崎市倉賀野町2681番地から群馬県高崎市倉賀野町2681番地内まで」を「群馬県高崎市倉賀野町2681番地から群馬県高崎市倉賀野町2681番地内まで
群馬県高崎市綿貫町字千葉西865番地6から群馬県高崎市倉賀野町字乙福島2645番地1まで」に改め、同表市道環状線の項中「群馬県高崎市問屋町西一丁目11番地9から群馬県高崎市下小鳥町701番地まで」を「群馬県高崎市問屋町西一丁目11番地9から群馬県高崎市下小鳥町701番地まで
群馬県高崎市上大類町909番地5から群馬県高崎市下之城町178番地1まで」に改め、同表市道横塚中央線の項の次に次のように加える。

市道2261号 線	群馬県館林市下早川田町字道東513番地9から群馬県館林市下早川田町字道東513番地3まで
--------------	--

附 則

この規則は、令和6年7月1日から施行する。

■ 落 札

次のとおり落札者を決定した。

令和6年6月28日

群馬県知事 山 本 一 太

- 1 落札に係る物品等の名称及び数量 令和6年度総合防災情報システム端末機器賃貸借 デスクトップ型パソコン120台、ノート型パソコン42台、レーザープリンタ120台、カラープリンタ1台
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 群馬県総務部危機管理課 群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
- 3 落札者を決定した日 令和6年6月11日
- 4 落札者の名称及び所在地 株式会社ナブアシスト 群馬県前橋市元総社町521-8
- 5 落札金額 38,688,000円

6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札

7 入札公告をした日 令和6年4月30日

■ 正 誤

○告示正誤

令和3年4月27日群馬県告示第161号（道路の区域変更）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9896号	5	10～12	利根郡みなかみ町湯原字下川原938番の6地先から同郡同町同字若栗839番の3地先まで	利根郡みなかみ町湯原字若栗938番の6地先から同郡同町同字下川原839番の3地先まで

○告示正誤

令和3年4月27日群馬県告示第162号（道路の供用開始）

発行番号	ページ	行	誤	正
第9896号	5	23～24	利根郡みなかみ町湯原字下川原938番の6地先から同郡同町同字若栗839番の3地先まで	利根郡みなかみ町湯原字若栗938番の6地先から同郡同町同字下川原839番の3地先まで

毎週火、金曜日発行

発 行 群 馬 県

群馬県前橋市大手町一丁目1番1号
電話 027-223-1111